

10月1日(月)に、近畿地方への台風24号の影響が予想されています。暴風警報等が発令されているときは、下記にしたがって行動してください(考查中ですので、太字部分を必ず確認)。

1 大阪府教育委員会からの指示がある場合

大阪府教育委員会より府立高等学校に休業などの指示があるときは、その指示通りとする。

2 1 以外の場合

I 暴風警報が大阪府に発令されている場合

1. 午前7時現在で暴風警報が解除されている時は平常通りの授業を行う。
2. 午前9時現在で暴風警報が解除されている時は第4時限より授業を行う。
* **考查の場合は午前11時35分開始とする。** → **その後すべての考查を行う。**
3. 午前11時現在で暴風警報が解除されている時は第5時限より授業を行う。
* **考查の場合は午後1時10分開始とする。** → **その後すべての考查を行う。**
4. 午前11時現在で暴風警報が解除されていない時は臨時休業とする。
5. 大阪府では暴風警報が解除されていても居住地の暴風警報が解除されていないときは自宅待機とする。その時は、警報が解除された後、安全に十分留意して登校すること。

(注) その他の警報、注意報等の発令の時は、学校より特別の指示をしない限り平常授業を行う。

II 交通機関の運行停止時の場合

以下「交通機関の運行停止の解除」とは、通学区域内の近鉄(奈良線、大阪線)が運行し、かつJR環状線、都市交通(地下鉄・バス)のいずれか一方が運行することをいう。

1. 午前7時現在で交通機関の運行停止が解除の時は平常通り授業を行う。
2. 午前9時現在で交通機関の運行停止が解除の時は第4時限より授業を行う。
* **考查の場合は午前11時35分開始とする。** → **その後すべての考查を行う。**
3. 午前11時現在で交通機関の運行停止が解除の時は第5時限より授業を行う。
* **考查の場合は午後1時10分開始とする。** → **その後すべての考查を行う。**
4. 午前11時現在で交通機関の運行停止が解除されない時は臨時休業とする。

なお、臨時休業の場合は、

10月1日(月)の試験は10月3日(水)に実施します。

(その場合、秋期休業日はなし)